

## 第2回資産債務等専門調査会議事要旨

---

### (開催要領)

1. 開催日時：平成18年6月27日(火) 18:08～20:43
2. 場 所：中央合同庁舎4号館共用第4特別会議室
3. 出席者
  - 会長 本間 正明 国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
  - 専門委員 跡田 直澄 慶應義塾大学商学部教授
  - 同 伊藤 滋 早稲田大学特命教授
  - 同 江川 雅子 ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長
  - 同 関 哲夫 新日本製鐵株式会社常任監査役
  - 同 宗岡 徹 関西大学大学院会計研究科教授
  - 説明者 井上財務省主計局公会計室長
  - 青木総務省自治財政局財務調査課長
  - 安藤東京都財務局主計部長
  - 小野財務省理財局国有財産調整課長

### (議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 公会計、資産売却に関するヒアリング
  - (2) その他
- 3 閉会

### (配布資料)

- 資料1 財務省提出資料「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」  
(平成18年6月14日財政制度等審議会)のポイント
- 資料2 総務省提出資料 地方の公会計整備の推進について
- 資料3 東京都提出資料 東京都の公会計改革
- 資料4 財務省提出資料 東京23区内の国家公務員宿舎移転・再配置計画
- 資料5 財務省提出資料「国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する  
有識者会議」の報告書のポイント
- 資料6 資産債務等専門調査会の今後の進め方のイメージ
-

(概要)

冒頭、井上参事官より説明。

(井上参事官) 本日は、公会計と資産売却に関するヒアリングということで、財務省、総務省、東京都の各担当責任者の方からヒアリングを予定している。ここから関会長代理に司会をお願いしたい。

(関会長代理) それでは、第2回目の調査会を進めさせていただきたい。

今日は、公会計と資産売却についてヒアリングをするということで、まず公会計について、井上財務省主計局公会計室長よりプレゼンテーションをお願いしたい。

(井上公会計室長) 本日は、去る6月14日に財政制度等審議会で公会計整備の一層の推進に向けてという中間取りまとめをしたところ、これを中心にプレゼンテーションをさせていただきたい。資料1という横長の資料と、「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」という冊子に沿って説明する。

まず、国における公会計の取組みのこれまでの経緯を説明する。国レベルにおける公会計の取組みは、平成11年頃から始められている。最初は国の貸借対照表、その後、特殊法人、独立行政法人、特別会計の財務書類の基準作り、また、それに基づく実際の財務諸表の作成を順次進めてきた。さらに、平成15年6月に、公会計に関する基本的な考え方が財政制度等審議会で取りまとめられ、ここで整理された考え方に沿って、まず一般会計と特別会計を合わせた省庁別の財務書類をつくることとなり、平成16年6月には、同審議会で省庁別財務書類の作成基準を取りまとめ、それに基づく最初の財務書類が、平成14年度決算分について平成16年10月に公表された。さらに、独立行政法人や特殊法人等についても連結したベースの最初の省庁別財務書類が、平成15年度決算分について平成17年4月に公表された。なお、平成16年度決算分は、本年3月に公表された。

お手元の分厚い3冊、これが平成16年度の省庁別財務書類であり、各省毎の一般会計と特別会計を合わせたもの、一般会計だけのもの、特別会計だけのもの、それぞれの財務書類である。これらは各省庁のホームページで全部公表されており、国民の方々も容易にアクセスできるような形で情報開示をしているところ。

さらに、この省庁別の財務書類を合算し、国全体の財務状況がわかるような財務書類が、平成15年度決算分について今年の9月にまとめられた。お手元の冊子がそれだが、大きく3部構成で、1つ目に、一般会計と特別会計を合わせた国の財務書類、2つ目に、一般会計だけの財務書類、最後に、一般会計と特別会計に独立行政法人等の関係法人も連結させた連結財務書類となっている。

一般会計と特別会計を合わせたベースの財務書類は、以下の4つの財務諸表から基本的には成っている。1つ目は、ストックベースの財務状況をみる「貸借対照表」。国の場合は、企業

と違って資本という概念がないため、資産と負債の差額は資産・負債差額という位置づけにしている。2つ目は、フローベースの「業務費用計算書」。これは、国の業務にかかるコストを発生主義で表示したもの。3つ目は、「資産・負債差額増減計算書」で、貸借対照表の右下にある資産・負債差額が1年間でどのように変動したか、その変動要因を示すものである。最後は、「区分別収支計算書」で、いわゆる現金ベースでの資金の流れをみる、キャッシュフロー計算書に相当するもの。これらに、注記や附属明細書といった参考情報がつくという構成になっている。国の財務書類も省庁別財務書類も基本的な構成はこのような形になっている。

昨年の9月に初めて国全体の財務書類が完成し、ある意味、国として取り組んできた一連の財務書類が一応出そろったと考えている。ただ、このように形では出そろったものの、これらが十分活用されているかという点からはまだまだ課題もある、という問題意識で、財政制度等審議会で審議が行われたところ。

昨年12月の「行政改革の重要方針」の閣議決定にあるとおり、特別会計改革、政府資産・債務改革のところで、公会計、財務書類に関する提言なり方針が盛り込まれている。特別会計改革のところでは、“一覧性・総覧性をもった形で国の財務状況を説明し十分な説明責任を果たす”となっている。“そのため、特別会計の歳入・歳出につき、所管別区分と主要経費別区分を行うとともに、予算の一覧性を確保するため、純計額ベースで表示した所管別や主要経費別の予算参考資料を法定資料としての予算参考書類に含める”ということが書いてある。

それから、同重要方針の次のところで、「特別会計整理合理化法案（仮称）」がある。これは来年の国会に出す予定になっている。これにより、特別会計法に定められた財政法の例外規定等を整理し、特別会計の会計情報については、その開示の内容及び要件を統一的に明示するとともに企業会計の考え方に基づく資産・負債も開示するものとしている。いわば特別会計の財務書類も省庁別財務書類の中に情報として含まれているわけだが、特別会計については特に透明化や説明責任が求められているということで、法律の規定に基づいてそういう財務書類を作っていくというような考え方が書かれている。

それから、同重要方針において、政府資産・債務改革のところでは、“国及び地方公共団体の資産・債務の管理等に必要な公会計の整備については、企業会計の考え方を活用した財務書類の作成基準等の必要な見直しを行うなど、一層の推進を図る”という方針が書かれている。「行政改革推進法」においても、おおむね同様の内容が盛り込まれたところ。

こうした閣議決定等が行われたことを背景に、今年の4月4日から財政制度等審議会の小委員会で議論を行ってきた。同審議会の中に、公会計基本小委員会と公企業会計小委員会という2つの公会計関係の小委員会があり、その合同会議という形で5回ほど議論を重ね、さらに小委員会の上にある法制・公会計部会、さらに財政制度分科会に報告をした上で、6月14日に取りまとめを行った。6月16日には、経済財政諮問会議にも財務大臣から報告をしているところ。

その内容を、資料1に沿って説明する。

まず、1つ目、財務書類の一層の活用について。先述のとおり、財務書類は一通り出そろっ

たが、今後はそれを十分活用していくというのが課題であろう。

第一に、国民に対するわかりやすい説明である。財務書類は、会計の知識のない人にとってはなかなかわかりにくい部分もあるため、パンフレットやホームページ等、いろいろな媒体を使ってできるだけ国民にとってわかりやすい説明に努めるべきであるということ。

第二に、財政活動の効率化・適正化のための財務書類の活用である。マクロ面からは、国全体の財務状況を見る、国の財務書類における情報を活用していくことが指摘されている。既に、例えば資産・債務改革等においても、国の財務書類の貸借対照表を活用した議論がまさに行われていると思うが、そういった形の活用をさらに図っていこうということである。ミクロ面では、個々の、各省庁の政策レベルでの効率化を図っていくために活用していこうということである。これに関しては現在、従来からある、現金ベースの予算書・決算書に関して見直し作業が行われている。現在の予算書・決算書の表示科目が、政策評価を行う際の単位である施策というものと一致していないため、政策と予算・決算を結びつけて評価しにくい状況にあるということで、予算書・決算書の表示科目を政策評価の単位と原則合わせていくという作業を行っている。これは、今年度中に実務的な検証作業を終え、平成20年度予算の編成作業から新しい予算書・決算書のフォーマットが使えるようになるという作業スケジュールでやっている。この成果を踏まえて、省庁別財務書類におけるコスト情報の開示方法、発生主義の財務書類のコスト情報の開示方法についても、そういった予算書・決算書の見直しの成果を踏まえた見直しが要るのではないかと。それによって、そういう財務書類と政策評価の結びつきも可能になってくるのではないかと。そういった検討作業を、今後、財政制度等審議会の小委員会の下に設けられているワーキンググループで行っていく。

第三に、財務書類の作成・公表の早期化である。財務書類を一層活用していこうというときには、やはりできるだけ早く財務書類を作ることが重要であるが、現状では省庁別の財務書類が年度末から約1年かかり、国の財務書類は、そこからさらに約5カ月かかっている。財務書類の作成をもっと早める必要があるのではないかとということであるが、これを抜本的に早めるためには、財務書類を迅速に作るためのシステムの導入が大きな課題になる。これに関しては、今日、後ほど説明が予定されているが、東京都では、従来の現金主義の会計の記録を行うと、それと同時に複式簿記での記録も併せて行われ、通常の決算書とほぼ同時に財務書類ができるというようなシステムが今年度から導入されたと伺っており、そういった取組み等も参考にしながら、どのぐらいのコストでどのぐらい役に立つシステムができるかなどについて検討する必要があり、既に事務的な勉強を始めている。先日は、公会計室のスタッフで、東京都から話を伺ったり、実際にシステムの端末を見せてもらったり、そういう勉強も始めているところ。

2つ目は、特別会計に関する情報開示の在り方についてである。先ほど行革推進法の規定を紹介したが、この規定に基づいて具体的な検討をさらに進めていこうという趣旨である。

第一に、一覧性・総覧性を持った形で国の財政状況を説明するための新たな予算参考書類を

作成するということである。現状では、国の予算書には、一般会計及び31の特別会計があるが、それぞれの特別会計の歳入・歳出はそれぞればらばらに表記されており、また、一般会計については社会保障関係費や公共事業関係費等の政策目的別に主要経費別の歳出の内訳が表示されている一方、特別会計についてはそういう区分けがない。そのため、一般会計と特別会計をいわば連結させたような形にし、歳入と歳出、一般会計と特別会計を合わせた、国全体でいくらお金が入っていくら出ているのかという全体像がわかるようにしようということである。さらに、一般会計と特別会計を合わせたベースで、社会保障関係費や公共事業関係費等の主要経費別の内訳がわかるように、こういうものを作っていこうということであり、今は事務的な検討を進めているところ。まだ、いつから導入できるかは確定していないが、早急に導入すべく検討を始めているところ。

第二に、全特別会計について、法律の規定に基づき、企業会計の考え方を活用した財務書類を作成するということである。特別会計については、先述のとおり、省庁別財務書類の一環として、今でも企業会計の考え方を活用した財務書類は作っているが、これは法律に基づくものではなく、事実上、実行上、各省庁が行っているもの。そこで、これを法定の資料にしていこうということであり、法定の資料にということは、おそらく、国会等に提出することや、また国会に提出するにあたって会計検査院のチェックを受けることなども考えられ、そういったことも含めた検討をしていこうということである。

第三に、特別会計の一定の財務情報について、容易にアクセスできる方法による開示を義務づけるということである。

以上の、特別会計関係の3点のうち、第二と第三は法律事項になるものであり、来年の国会に提出を予定している「特別会計整理合理化法案（仮称）」の中で関係の規定を整備していこうと考えており、それに向けて詳細な検討をしていく。

3つ目は、地方における取組みとの連携について。これについては、後ほど総務省からも紹介があると思うが、地方においては、都道府県と政令市レベルでは既にすべてバランスシートを作っていると伺っているが、市町村レベル、特に小さい町村になると、作っていないところが多いという現状。さらに、国と地方の財務書類の基準が必ずしも一致していないという問題が指摘されている。

総務省側では、跡田委員を座長とする研究会でもいろいろご検討をされたと伺っているが、財政制度等審議会の立場としても、両者の整合性をできる限り図った上で、地方における財務書類作成の一層の普及が進められることを期待する、というような形になっている。

4つ目に、国際的な公会計に関する基準との関係について。国際的な公会計の基準としては、「国際公会計基準（IPSA）」というものがある。これは、国際会計士連盟で基準を策定しているもので、国際機関や一部の発展途上国等で導入されている例があるようだが、まだ議論の途上で完成型になっているものではないが、我が国でも省庁別財務書類の基準を作るときに、資産や負債の定義をどう定義づけるのかとか、独立行政法人の会計基準について議論する

ときなどにこれまでも参考にしており、今後も参考にすべきところは参考にしていこう。また、現在も、IPSSAについては議論が進んでいるので、おかしいところがあれば、我が国の立場から意見を言うことも必要ではないかと。

さらに、マクロ統計の基準として、「国民経済計算(SNA)」と「政府財政統計(GFS)」がある。SNAは国連が、GFSはIMFが、基準をそれぞれ作っているが、こういったマクロ統計の基準と、IPSSAという企業会計の考え方に準拠した公会計の基準との間で、例えば、資産や負債の計上の仕方や公的セクターの範囲について、必ずしも整合性が取れていない。国際的にも、国際機関や関係者の間で、その整合性を図っていこうという議論が行われており、我が国としてもこれを注視していこうと。

「中間取りまとめ」における最後に、非常にテクニカルな話であるが、公的年金の負債の計上のあり方について、再度ワーキンググループで検討すべきということである。現在の公的年金の資産・負債計上をみると、資産については、いわゆる積立金の額が貸借対照表の資産の部に計上され、それが現在約140兆円、これに対して負債をどう計上するかと。これは財政制度等審議会でも散々議論があったところであるが、現在の整理は、我が国の公的年金は賦課方式を基本にしており、完全積立方式ではないため、その年の保険料でその年の給付を賄うということを基本にしており、したがって、加入期間に対応する将来の給付の額を現在価値に置きかえた給付原価をそのまま負債に計上した場合には、事前に給付に必要な額を積み立てるという考え方を採っていない年金制度においては、そういうものを負債に計上すると非常に資産と負債のバランスが悪くなってしまうので、それはいかがなものかと。一方、我が国の年金制度では、将来の給付財源の一部に充てるため、一定の積立金を保有している。そこで、基本的には積立金に相当する額を負債の側にも計上しよう。そのときに、積立金の実額を計上するのではなくて、5年に1回年金の財政再計算を行って、積立金の見込み額を計算するので、その財政再計算上の積立金のその年の見込み額を負債の額に計上しよう、こういう整理に現在はなっている。

ただ、そういう基準の下に財務書類を実際に作ってみたところ、ちょっと予想に反した現象が生じてしまった。「中間取りまとめ」の冊子の46ページ、国の貸借対照表において、右側の負債の網かけの部分、公的年金預り金、これは公的年金の、先述の負債に相当する部分だが、平成14年度末に161兆円余りだったものが、15年度末には143兆円余りで、18.5兆円ぐらい下がっている。これは、平成14年度と15年度の間に新たな財政再計算が行われ、14年度に161兆になっていたのだが、財政再計算上でそうになっていたのが、実際にはそれほど積まれていなかったために、新たな財政再計算で現状に合わせて下方修正が行われたと。そのために18.5兆円下がったと。これは単に財政再計算のし直しで金額が変わっただけなのだが、あたかも国の債務、負債が18.5兆円も減ったかのように見えてしまうという、ちょっと不都合というか、そういう誤解を招きかねないものになってしまったということで、もっと別の計上の仕方もあり得るのではないかという議論もあり、例えば実額をそのまま載せるとか、もしくは注記でちゃんとそ

の辺を書くとかいう議論がある。そこは再度ワーキンググループで検討しようとなったところ。  
私からは以上である。

(関会長代理) 井上室長は、今日は途中で退席されるということなので、まずは国の公会計について質疑をしたい。どなたからでも。

(宗岡委員) 私は、まさしく公会計整備に携わったので、そういう中で私なりの意見を述べさせていただくと、公会計整備が非常に進み、公会計というもののディスクロージャーのあり方が非常に整備されてきたと思っている。ただ、これは、財務書類を作る側ではなくて、むしろそれを利用する側の責任だと思うが、このように整備されて作られたものを使うこと、それが何を表しているのかということについて、まだ十分な検討がなされていない。したがって、物はあるのにそれが何を意味するのかということが、国民に伝わっていないというのが現状なのではないかと思っている。

したがって、ディスクロージャーされたもの、それが何を意味しているのかということ、今後、研究者ならびに様々な人々が分析していく。そして、それをフィードバックしていくという形にしていくのが第一だと思う。

それと同時に、先ほど問題点に出たように、こういう企業会計的な手法を入れたということは、もう一つの面として、企業会計的な効率性の追求というものも裏にはあるはずだと思う。そのためには、予算の単位あるいは実際の組織の単位、それと会計の単位というものを一致させないと、そういうメリットが出てこないのではないかとと思われる。それが、まさしく「中間取りまとめ」の中で述べられている“効率化・適正化のための財務書類の活用”で、マクロ面ならびにミクロ面、特にミクロ面の活用がこれからの課題なのではないか考えている。

それと同時に、やはり、財務諸表決算書が決算から1年半経ってやっと全体像が出てくるというのでは、やはり遅きに失したようなイメージがある。企業の場合には大きな会社であっても、遅くとも2カ月もかからないうちに決算書が出てくるわけで、やはりそこは早期化も重要である。私もワーキンググループの一員であるので、こういう検討に加わり、より良いものにしていきたいと考えている。

(跡田委員) 随分進んできたということがわかるので、ありがたいと思っている。ただ、やはり利用面において、要するに財務書類になると、実は財政学者は非常に弱く、どうやって使ったらいいのかがわからなくなるというトレードオフ関係があり、財政学者が「作れ、作れ」と言ったわけだが、いざ作ってみると、やはり会計の先生方に任せた方がいいのかなという話も出てくるぐらいで、新たな国の財務書類に対して、研究者の方がまだ追いついていないという面も少しある。分析等はこれから徐々に、若い人たちが研究対象にしていくうちに利用度は上がるだろうと思うし、それがおそらく政策面にも使われ始めるということになるのだと思う。

今、予算と決算のリンクを図ってもらっているので、政策評価等ともつながってくると思う。分析面はこれから徐々に進んでいくと思うが、現段階においても、利用面では監査ということはそろそろ議論してもいい。マクロの監査、ミクロの監査、両方あると思うので、外部監査的なことをやはりマクロ面ではそろそろ議論する必要がある。会計検査院との仕分け、仕事をどう割り振るかという問題も出てくると思うが、せっかく企業会計的にできているのだから、外部監査として公認会計士あるいは協会にお願いするということがあっても良いのではないか。

それから、もう一つのミクロ面に関しては、これは私の考え方だが、省庁別の財務書類を、むしろ内部監査にもっと使っていくべきではないか。これに関してももちろん外部監査があっても良いわけだが、内部でこの財務書類を使って、いかにコスト削減を図るかを、今度は各役所で考えなければいけない。財務書類をどう使ってコスト削減につなげていくのか、企業のやり方等を学ばなければいけないと思うので、おそらくそういう研究会のようなものを、公会計室長から各役所に指令を出してもらうようなことが必要になるのではないかと思う。

使われていないというよりは、まだ使い方がわからないというところがあると思うので、その辺どうやって普及させていくかという面と、内部的に修正していく面と、両面をさらにやってもらえたらと思う。地方については、また後で。

(関会長代理) 公会計整備の一層の推進について、中間取りまとめがあり、これは非常に良く論点が整理されていると思うのだが、端的に言うと、いつまでにどこで、誰が責任を持って何を検討して結論を出すという、俗に言う工程表のようなものがあれば、整理の意味でごく簡単に教えてほしい。

(井上公会計室長) 項目ごとにみると、1(1)にある“わかりやすい説明”は、今からでもやれるものはどんどんやっていく。(2)の“効率化・適正化”の、特にミクロ面、この予算書・決算書の見直しは、先述のとおり、今年度中に実務的検証、政策評価の単位と予算書・決算書の表示科目が原則一致するような作業をやる。平成20年度の予算編成から新しいものでやるようにというスケジュールでやっている。その作業が現金主義ベースでの予算書・決算書の作業が進んでいるのと、それを横目で見ながら、発生主義の財務書類も併せてどうしていくかは、今年の秋頃からワーキンググループで検討しようと思っている。秋頃から始めて、来年度のできるだけ早い時期に何らかのまとめをしたいというようなイメージ。これは、まだワーキンググループの先生にスケジュールを諮っていないので、私がそう思っているというレベルですが。

それから、財務書類の作成・公表の早期化だが、ここはまさに勉強しているところであり、来年度にできればフィージビリティスタディーのための予算要求等をやっていければと。システムエンジニアのような専門家に入ってもらってやりたいと思っているが、ここは予算要求等も絡んでくるので、いつまでにというわけではないが、東京都もシステム導入まで2、3年



程度かかっているということなので、ある程度の検討期間は要と思っている。

特別会計については、第一の項目（“一覧性・総覧性を持った形で国の財政状況を説明するための新たな予算参考書類を作成”）については、時間は決まっていないが、平成22年度までの5年間に実施するという特別会計改革の一環でやっているの、それまでにできるだけ早くやりたい。第二と第三の項目については、来年の国会に提出予定の「特別会計整理合理化法案（仮称）」の中で法律の規定を整備したい。ただ、その施行期日をいつにするかは、実務的な検討を年末に向けてやる中で固めていこうという感じである。

3つ目の国際的な関係は、タイムスケジュールがあらかじめ決まっているものではない。

最後の、その他の項目にある、公的年金の負債計上の在り方については、この秋にワーキンググループで議論いただき、今年中には結論をまとめていただけるようにしたいと考えている。

（関会長代理） 江川先生、何か。

（江川委員） たまたま昨日テレビを見ていて、社会保障費の一部が、別の政策の中に入っていて、それはおかしいということを批判している議員の方がいた。予算や財務諸表をわかりやすく整理していけばいくほど、どういうふうに仕分けをするかというのが重要になってくると思うが、その辺に関しては申請をある程度コントロールするためのメカニズムはあるのかとやや疑問に思ったところ。もし決まっていれば教えてほしい。

（井上公会計室長） 今のお話について事実関係はよく存じあげないのだが、財務書類の作り方については、基本的に会計や財政の専門の先生方の財政制度等審議会の専門の小委員会やワーキンググループで、情報開示のあり方等を議論いただいております。財務省が恣意的に決めているのではなく、専門家の方々にオープンな議論をしていただく中で決めているところ。

（江川委員） 議員のポイントは、おそらく個別の仕分けというよりは、大括りにどの政策につける費用かということかと。

（井上公会計室長） それは、おそらく先述の主要経費別の社会保障関係費とか公共事業関係費とかのことかと。これは、現状では財務省と各省庁とで協議する中で決め、国会に提出する予算参考書類の中で区分を開示している。

（関会長代理） それでは、後でまとめてまた議論いただくということにして、次に進みたい。

同じく公会計について、青木総務省自治財政局財務調査課長よりプレゼンテーションをお願いしたい。

(青木財務調査課長) お手元に、「地方の公会計整備の推進について」という資料、「新地方公会計制度研究会報告書」を届けさせていただいている。先月、本調査会の委員でもある跡田先生を座長とする研究会から、提出いただいたのが、この報告書である。

まず、これまでの取組みをおさらいする。地方における公会計整備では、まず、平成12年3月に報告書をまとめて地方団体のバランスシートの作成を促してきた。実はそれ以前も、個別にバランスシートを作っていた団体があったのだが、一定程度のモデルを示してほしいということで、この報告書をまとめたわけである。平成13年3月には、行政コスト計算書の雛型も示している。それ以降、それぞれの地方団体が取組みを進めてきたわけだが、国から比べると多少遅れたこともあり、平成17年6月の「基本方針2006」では、もう少し地方団体も頑張ってくれと。その中で、都道府県と政令指定都市については、連結のバランスシートを作成するようという指摘もあり、連結のバランスシートの試案をまとめて通知させていただいた。その結果、全ての都道府県・政令指定都市で連結のバランスシートが公表され、それぞれの団体あるいは総務省のホームページからもアクセスできるところまで改善されている状況である。

ただ、このバランスシートも含めた取組みに関しては、精度の問題、さらに、市町村も含めた取組みを促すことが課題であったため、跡田先生を座長とする研究会を発足し、1カ月の短期間ではあるが、報告をまとめ、これをベースにさらなる取組みを進めるという段階である。

地方団体の取組みの現状について、1年前のデータで大変恐縮ではあるが、バランスシートについては、例えば町村でも半分ぐらいの団体が一応やっている。そういう中で、第3セクターまで含む連結バランスシートについては、先述のように、都道府県・政令指定都市まで公表しているというわけであるので、小さな団体での取組み、また、現在作っていない作表の作業を促すことが一つの課題である。

そういう中で、5月10日の経済財政諮問会議で、竹中大臣より、分権改革の一環としても公会計改革は必要だという観点から、地方行革の新指針を示す中で、公会計改革についても内容を示していくと、そして工程表としてはこの夏にも全自治体にその指針を通知したい、その中に公会計もしっかり位置づけるということを報告している。

そこで、この「新地方公会計制度研究会報告書」の内容についてご説明させていただく。

制度整備の目的は、資産債務の管理、費用管理、財務情報のわかりやすい開示、政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、また、地方議会における予算・決算審議での利用である。

基本的な考え方としては、当然ながら地方の財政は国ともつながっており、基本的には先ほど井上公会計室長が説明された国の作成基準に準拠して対応していく必要があるだろう。したがって、発生主義を活用した基準設定とともに、複式簿記の考え方の導入を図るということ。そして作成する財務書類については、国と同様に、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表としている。先ほどのご説明だと、国の方は、行政コスト計算書を業務費用計算書と呼んでいたと思うが、同じものである。ただ、国と異なり、費用面だけではなく収入面も、この行政コスト計算書に入れ込むこととしており、これは、特にミクロ

ベースでの、プロジェクトファイナンス等の分析においてプラスだろうという観点である。

それから、純資産変動計算書で、資産と負債の差額部分を先ほど国の方は資産負債差額という名称でご説明されていたが、もう少し積極的な位置づけも可能ではないかということで、純資産という表現にし、この純資産の変動に関する計算書も出してもらおう。

こういった4表を標準型とするという考え方にしている。

先述のように、平成11年度以降、総務省で報告書をまとめ、各自治体の取組みを促してきた総務省方式についても、多くの団体が取り組んでおり、この4表に向けて、どのような改定をしていけば良いか、そういうことも含めたモデルをこの報告書の中で提示をしている。

今後の取組みについて、地方の場合に難しいのは、前回のこの調査会でも跡田委員からお話があったが、義務としてやらせるには法的根拠が必要であるためになかなか難しい中で、何とかうまく進めてもらう必要があるところをどうやっていくかということ。かなり大きな団体に関しては、自分達なりにかなりの作業も進めてきた実績もあるので、3年を目途に、この4表の整備をぜひお願いしようというわけである。したがって、平成20年度決算については、この4表の整備ということをお願いをしよう。まだ取組みが進んでいない団体もあるが、そういうところはまず第一歩を踏み出してもらい、3年はなかなか厳しいかもしれないが、その次の年ぐらいには何とかまとめてもらおうと要請していくのがこの報告書のスタンスになっている。

後述するように、この報告書の中に2つのモデル、基準となるモデルと現行の総務省方式を改定するに当たってのモデルを提示している。ただ、実務的にどういうふうにやればいいのか、どの点が難しく何についてはさらなる具体的なマニュアルが必要か、そういうことも検討して、できる限り取りかかりやすいような環境作りを進める必要があるだろう、という跡田座長のご意見もあり、来月にもいくつかのモデル団体を指定し、実際に2つのモデルについて色々な検討・実証をして、その結果、問題点の洗い出し、例えば資産評価の手順等の具体的な課題についても取組みの方法論等について検討し、地方団体の取組みを促していこうと、この報告書の中でまとめていただいている。その上で、実際の対応においては、プログラムソフトの提供も必要だろうし、場合によっては人材育成への対応も必要になるだろう。

今後の課題としては、この財務書類の正確性に対する監査制度も、場合によっては検討する必要がある。国の対応も見ながらそうしたことも考えるべきであり、また2つの基準モデルが示しているところではあるが、今後とも公会計の理論・実務は進んでいく可能性もあり、色々手直しが必要なこともある。国との連携という観点からも、さらに手直しが必要になってくる部分もあり、基準モデルは常に拡充、充実をしていく、という基本的スタンスでこの報告書がまとめられている。

資料の9ページに、基準モデルが示してあるが、構成要素の定義づけとしては、資産と負債に一番の着眼点を置いている。そして、構成要素の測定基準については、公正価値という考え方をを用いて、資産を取得した場合には取得原価、また適正な対価を支払うとした場合には適正と考えられる公正価値を計算するというところで、このモデルをまとめさせていただいている。

ただ、地方団体の場合、国もそうであるが、市場での売却に馴染まないような資産については、取得原価あるいは再調達原価で資産評価をしていくということで、整理している。

このモデルでは、特に、純資産変動計算書については多少国よりも細かいものを使っている。特に、世代間の負担の公平という観点からも、純資産の変動という点については多少細かく示すことが適当だろうというご指摘をいただき、モデルとして提示をしている。

10ページ目は、これまでの総務省方式を改定しながら4表をまとめていく形のモデルである。総務省方式というのは、決算統計を使いながら、できる限り簡便に少しでも早く取り組んでもらう、という観点から作ったもの。それだけに、作りやすいというメリットはある一方、資産台帳等が未整備のために、必ずしも資産管理と貸借対照表とうまく連動していかないといった課題や、有形固定資産の除売却がなかなか反映されていないといった欠点も指摘されており、それらを何とか埋めていくような取組みをしながら、財務書類をまとめてもらうモデルである。その際、遊休資産などの売却可能な資産については別建てで計上するならば、資産の売却を進めていくためにもプラスになるだろう、といったこともご提案いただいている。

今後の検討課題としては、いずれにせよ、公有財産台帳の整備を進めていく必要がある。国の方は整備ができていますが、地方団体においては十分できていない段階でどう取り組んでいくかが一つの課題であるが、誰も買う意欲がない公有林の財産の資産価値の把握を一生懸命やってもあまり意味がないならば、とりあえず課題となるような資産から段階的に精緻化するような取組みをしたらどうかというご提案もいただいている。

そうしたご提案を踏まえ、今、モデル団体の指定も含めて次のような作業に入っている。先述のように、有識者、公認会計士、地方団体のモデル団体の関係者にも入ってもらい、どうしたら円滑な作業ができるかという観点から、このモデルの検証、あるいは資産評価の実務指針等について、具体的な作業に7月から取りかかっていたと考えている。その中で、地方団体に伝えて、少しでも活用してもらえそうな作業手順を示していきたい。

(関会長代理) それでは、続いて、同じく公会計ということで、安藤東京都財務局主計部長よりプレゼンテーションをお願いしたい。

(安藤主計部長) それでは、私ども東京都の公会計改革の取組みについて、資料3に沿ってご説明をさせていただく。

1ページ目に導入の経緯をまとめている。平成11年4月、石原知事が就任の際に、都のバランスシートを作って資産を証券化するなど、新しい発想で東京の財政を建て直す、というような選挙の公約があったことがきっかけで、同年7月に試作として貸借対照表を作成した。その後、平成12年5月に、「機能するバランスシート」と命名して貸借対照表の作成を開始し、直近の平成16年度決算まで作成をしているところ。この間、財務諸表の内容を徐々に充実させ、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書を作成した。

その対象とする事業も、普通会計全体で作るものもあれば、個別の事業を取り出して作ったものもある。例えば、多摩ニュータウン開発事業そのものや、都営住宅の建設事業、都立高校の運営のバランスシート等を作ったところ。こうした中では、住宅の建設事業については、一般会計で経理をしていたものを、特別会計を設置して別に経理立てをするという新たな一步を踏み出したこともあるが、現在まで平成16年度決算まで作ったところの印象としては、手法としては、官庁会計決算を手作業で組み換えて作成するという手順であるための限界、つまり、時間がかかること、普通会計ベースの集計ということがある。こうしたことから、平成14年5月、複式簿記・発生主義会計の導入を決定した。

ここでは、単式簿記現金主義の会計の4つの限界というものを整理させていただいた。1つ目は、ストック情報が全体としてつかみにくい、現金以外の資産・負債の情報に閲覧性がないということ。2つ目は、事業サービスに要した全体のコストがつかみにくいということ。3つ目は、都民に対する説明責任において、総合的な財務情報の説明にいまひとつ欠けていること。そして4つ目は、マネジメントの限界であり、正確な費用対効果の分析による事業評価がしにくいということ。この4つの限界を克服するべく、複式簿記・発生主義の導入に入ったわけである。平成14年9月以降、公認会計士の先生方を交えて会計基準等の検討を開始、16年7月にはシステム開発に着手、この3月に完成を見、今年度から複式簿記・発生主義の導入に至った。

これは従前から予算要求、予算編成、予算執行等を行う、財務会計システムというのがあるが、これに新たなシステムを付加することにより、日々の予算執行において複式情報を追加入力することで財務諸表を作成するシステムをスタートさせたものである。このシステムにより、完全に自動処理され、作るものとしては、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書の3つを自動処理で作るシステムになっている。

次に、新しい公会計制度の特色を、以下の4点にまとめている。

1つ目は、行政の特質を考慮した会計基準ということ。その例として、固定資産には、行政特有の行政財産あるいは普通財産等があるが、それと並んで、道路・空港等の6種類について、インフラ資産として計上した。これは、処分や用途の変更が著しく困難な財産については、特質として一括りにしない方がいいだろうということ。併せて、勘定科目体系に予算の性質別分類を採用し、現実の予算と財務諸表とを連携して、よりわかりやすくしたところ。これについては、行政コスト計算書ならびにキャッシュフロー計算書において採用している。

2点目は、住民にわかりやすい財務諸表、民間企業の財務諸表とも比較容易であるという点。

3点目は、個別の事業改善に活用できる財務諸表ということで、まだ完全にでき上がっているのではなく、今後の課題の一つだが、事業毎に財務諸表を作成するシステムを目指している。

4点目は、これは現実的な対応であるが、職員が無理なく使えるシステムを目指しており、通常の予算編成・執行等で使っている財務会計システムと二重処理にならないようなシステムを作ったところ。

そのシステムの概要を、3ページに沿って説明する。

都の新たな財務会計システムは、現行の官庁会計システムに複式処理のサブシステムを載せたものである。なお、今回開発にあたっては、財務会計システムそのものも見直したところ。これに、一部、資産系システム等も加わっているが、これにより、日々の会計処理から複式データで入力することにより財務諸表が得られる。職員の負担軽減の意味もあり、財務会計システムに新たに職員が載せる情報というのは、歳出と歳入がどの勘定科目に変換されるかなど、3点を追加入力するだけで複式処理がされるものである。

特徴は、色々なレベルでの財務諸表が作成されるということである。東京都は23局からなるが、局別に作成が可能である。さらに、予算の中では、款、項、目の区分があるが、これらについて作成可能、なおかつ、項の中の目的別のレベルでもって財務諸表が作成可能である。一般会計以下、事業別でも作成可能なシステムとしたところ。事業別の財務諸表については、予算との連動等もあり、どういう事業に括るかは、今後の課題となっている。

今年度スタートした中では、目別をもって事業別としてスタートをしている。ここから様々なものができるわけだが、広尾看護専門学校に至る具体的な例をここに示している。

4ページ目には、事業別財務諸表の例として、都営住宅のことを示している。都営住宅については、先述のように、実は、一般会計に入っていたものを、収支を明快にするために特別会計に変更したわけだが、官庁方式では限界がある。仮に、事業別財務諸表で住宅を示すと、事業費用の中に、人件費や減価償却費等も配分することにより、実際のトータルコストが把握できる。最終的にはこういうものを目指して、今、システムをスタートさせたところ。

次に、私どもの財務諸表の活動の視点であるが、先述のように、様々なレベルの財務諸表を作成し、マクロとミクロの両方の視点からマネジメントの強化と説明責任の充実のために活用していく。例えば、マネジメントの強化については、マクロ的には都財政の分析ということで資産・負債情報の把握や分析、ミクロ的には個別事業の分析と評価を行いたい。金利や減価償却費を含めて、真のコストの把握ということになるかと思う。また、アカウンタビリティの充実については、都財政運営の説明として、できれば都財政の年次報告書のようなものを作成、公表する。さらには、ミクロベースでは、主な事業の実施状況の説明等も、財務諸表を活用することによって都民への丁寧な説明ができるのではないかと考えている。

6ページ目には、財務諸表作成の全体の流れを示している。先程も財務書類の公表の迅速化が話題になっていたが、これまでの東京都の決算では、5月の出納閉鎖後に8月に決算公表、それから手作業で組み換えるために年末までかかるが、今回システムがスタートすると、8月の従来ベースの決算発表に合わせて財務諸表も公表できるようになる。そうすると、冬に編成する翌年度予算への反映ができるわけで、こういうサイクルを是非とも作りたいと思っている。

今後の取組みの課題であるが、事業別の財務諸表の作成は、予算の中で事務事業評価に反映していくためには、事務事業の括り方が大きなポイントになる。現在の予算書・決算書だと、かなり目的別に近く、個別の事業に着目した形にはなっていない。これを事業別に落としていったときに、あまり大括りになってもいけないし、あまり細かくなり過ぎても全体が見えなく

なり、これは実際の事業等をさらに精査しながら形を作っていくことになるかと思う。

そして、次に、マネジメントサイクルの構築について。先程の「中間取りまとめ」でもあった“PDCAサイクル”だが、私どもは今までは、事務事業評価、政策評価については、財政部門とは別のところにあったが、今般、財政部門にて事務事業評価まで行うこととし、その中でこの事業別財務諸表ができ上がると、日々の電算処理でもって財務諸表が夏にでき上がれば、予算要求から予算編成の過程でこれが十分に利用できることになる。そのためにも、事業別財務諸表を作ると同時に、庁内にPDCAサイクルを根づかせることが大切だと思っている。

私どもの狙いとしては、説明責任と予算執行の透明性、さらには効率性・適正性の2つを追求している。特にこれから財政的にも厳しい時代を迎え、財政資源の適正配分が求められるため、その辺りに是非とも利用していきたいし、そういった利用の仕方が都民に対しても、財政の現状なり、取り組んだ東京都の姿勢なりを説明する大切な資料になっていくのではないかと思っている。

(関会長代理) 先ほどの青木課長と今の安藤部長のプレゼンテーションで質疑があれば。

(宗岡委員) 東京都にお伺いしたい。ひとつは、バランスシート、貸借対照表的な考え方を導入しようという考えについてである。地方自治体においても国においても導入しようというもので、今までは単なる収支だけだったものを資産・負債も含めた立体的な形での政策を行っていくこと、これは非常に良いことであり、本来求めるべきことだと思う。その中で一番質問したいのは、それと複式処理という簿記システムとの関係を東京都は非常に強調されているのだが、どうも会計を専門に考えている者から見ると、パブリックセクターにおける会計の捉え方は、企業会計と自ずと違う中で、複式にしないといけないのか、どうも私自身としては必ずしも論理的につながっていないと思うところがある。

というのは、システム化されることで非常にスピードアップされることは非常に素晴らしいことだと思うのだが、むしろ予算というものを事業別に捉えていく中で、評価まで含めた一連の流れの中で捉えていくという中では十分効果があると思うのだが、それがどうして複式とつながるのか、というのが私自身正直言ってわからないところである。複式でなくてもそれは当然できるし、むしろ複式にすると、これは事例だが、国の政策の中には所得再分配機能があり、年金等に関してはむしろ複式的な考え方を取り入れると、非常に処理がわかりにくくなってしまっているのではないかと。その辺りをどのように克服されたのか、お伺いしたい。

(安藤主計部長) 私どもが複式簿記と企業会計のやり方を入れたのは、東京都が資産や負債をどの程度持っているか、という説明責任があることがある。今回入れたシステムは、最初ででき上がるのがキャッシュフロー計算書になる。そうすると、行政資金の現在高と行政コストができ上がるので、そこからバランスシートができ上がることになる。先述のように、予算の

効率化・適正化ないしは事務事業評価との連動を考えると、その辺の情報は非常に重要だと思う。

でき上がったバランスシートがどういう意味を持つかは、国のバランスシートでも、資産と負債との関係で、直ちに国民負担となるものではないという議論があるが、経年的な変化を見ることが、東京都の財政が良い方向に向いているか、また、負債の中身等をみながらの判断が可能だと思う。

逆に言えば、東京都の資産は一体どのくらいあるのかということもこれをやってみないとわからなかったことは確かである。もちろん今の官庁会計方式でも、色々なところにデータがあるので、これを取りまとめれば全体は見えるわけだが、それは一覧表としてある時期にきっちり見せるためには、今回のようなシステムが必要だったのではないかと考えている。

(宗岡委員) その点については、例えば、東京都の資産の評価は、取得原価で取られるのか、それとも時価的なもので取られるのか。

(安藤主計部長) 取得原価で取っている。

(宗岡委員) 国あるいは地方自治体でやっているものは、むしろ時価を中心に取っている。複式簿記を入れてしまうと、時価での会計処理が難しくなるので、取得原価を取っているのかと思うが、行政資産を取得原価で捉えることの意味とはどういうものなのか。というのも、行政資産を、例えば都民の負担に還元する場合、それは過去に安く作ったから良かったのか、それとも、高い時に作ったから悪かったのか、というのではなく、むしろ、それは今ならどれぐらいのコストがかかるかという現在価値的なものを表すことにおいて行政コストが正確に捉えられていくのだとすれば、取得原価で捉えるべきなのかどうかという議論があるかと思う。そのあたりはどういう議論をされたのか。

(安藤主計部長) ストックの全体を見ると、現在価値で再評価して今の価値の方がぐっと高いものとして、土地等は当然あるかと思うが、私どもは、直近の平成16年度決算で見ると、公会計ベースからみて約18兆円の資産のうち、例えば道路橋梁だけで5兆6,000億円である。処分していくらかという交換価値よりは使用価値の方が便利なものが多い。また、資産も全部洗い直すということは大変な労力がかかる。そこまでやって、結局多くの資産がインフラ資産的なもので何も処分できない、つまり、お金の換えられないものであれば、そこまでやるのはどうかということがある。

こうしたことから、今は取得原価方式を採っているが、ただ、土地等は、普通財産として持っている土地、例えば職員用の庁舎等を売ったらいくらかという議論になってくると、それは資産として反映されていないという意味では、実際に処分したら東京都はどの程度の資産を持っ



ているかというのは必ずしも正確でない、というのは認めざるを得ないと思う。とりあえず、多くの部分がインフラ資産的なもの、なおかつ、大変な労力とお金がかかるということであれば、現在のまましばらくは進んでいくのかと思っている。

(宗岡委員) 今、使用価値というお話があった。使用価値は、時価資産を減価償却することによって初めて出るのであって、取得原価資産の減価償却費は使用価値を表していないのではないか、というのが私の議論の出発点だったわけだが、ここでこの議論は終わりにしたい。

(跡田委員) 総務省の研究会の報告書について、東京都としてはどんなイメージを持っておられるか。地方公会計の研究会の中でも、東京都が先に走り出してしまったので、ここにどうみんなが追いついていくのかということも一つの議論であったし、東京都の考え方、それと若干違いのあるものが基準モデルとして出ている部分があり、また、もう一つの総務省方式だと、東京都とは今の段階では月とスッポンのように離れているところがあるので、そういうところを報告書では何とか3年間ぐらいの間に調整したいと考えているが、東京都の現在の考え方としては、その辺りどうかお伺いしたい。

また、監査、つまり、外部監査について、東京都自身は今後どういうふうにされていくのか。

(安藤主計部長) 会計基準の方だが、私どもは平成11年からスタートしており、かなり試行錯誤をし、会計基準作りにあたって、当時の公認会計士協会の中地会長等にもお願いをし、結構苦労して作って、そこそこのお金をかけている。できれば手直ししないで済めばそれが一番ありがたいが、国と地方を合体した資産の評価を示すのが望ましいのであれば、結論的なことは言えないが、うまくこの3つが合体すればありがたいというのが現在の私どもの気持ちである。この4月にスタートしたばかりで、また直すというのはなかなかつらいものがある。

外部監査については、先ほど青木課長からもお話があり、私どももそういう方向をよく見ていくことになるかと思うが、私ども監査事務局の方では、この財務諸表に対応できるような能力を備えなければいけないということで、少し人材を用意しようかという議論がある。というのは、私どもは平成18年度の決算ができ上がると、来年には新しい財務諸表ができ上がり、それを8月には公表できることになる。できれば、官庁会計に伴う決算を議会の認定に付すときに同時にお示ししたいと思っている。それに対して、監査事務局としては、知見がなく、何も言わないでいいのかということを考えているが、ただ、私ども出納サイドで言うと、まだ権限がないのにそこまで監査されても困るというのが正直なところであり、逆に言うと事業別まできちりまとまっていないこともあり、もう少し検討が必要かと思う。ただし、議会に参考資料として提出するつもりであるので、来年の決算認定の議会の中では、かなりの議論が行われるのではないかと考えている。

(本間会長) 東京都にご質問させていただきたい。もしも特別区の区毎のデータというのであれば、そのフローあるいはストックの状況がインテグレートするような形まで踏み込んで財務諸表を作っているのか。その表が先程の事業別の財務諸表まで本当はリンクしていないと把握できないのだろうと思う。

それから、政策のプライオリティーづけ、すなわち予算編成における事前的な配分を事後のデータや事業評価等も利用しながらフィードバックさせて改善させる、というのが本来の公会計制度の究極の目標だと思うが、そこは今の段階では意識されておられないのか。その辺のところは悩ましい部分になっていると承知しているが、以上2点をお聞かせ願えたらと思う。

(安藤主計部長) まず、特別区は別の団体ということになっているので、私どもが扱う中には入っていない。ただし、東京都の、一般会計、特別会計、第3セクターのようなものは連結という形で作るということだが、特別区は通常の市町村と同じ立場であるので、一緒にはならない。ただ、東京都から特別区にお金が行き、あるいは、市町村にも行っているので、仮に一緒になるとしたら、その辺の重複控除というのはしっかりやらないといけない。

2点目の政策評価は、本間先生のおっしゃるとおり。私どもが今回取り組んでいるのは、まさに予算編成に生かすところが大事なポイント。今までは決算の認定をされても、前は1年遅れだったが、最近夏に出てくるが、事業別に見ているわけではない。議会の議論の中では、そこそこ事業別に出てくるが、私ども予算編成等でも予算は予算として走っているというのが実態。今回、財務諸表でとりわけ事業別のものができること、これを予算要求で各局が自分で事業別に財務諸表ができることになるので、そういうものも見ながら予算要求し、私どもはそれを見ながら予算編成に当たるということになるので、前年度で使った予算でどのくらい執行したかというのを翌年度にきっちり反映できるシステムをつくるのが究極の目的であり、この7月に行政改革の取組みの方針を出す、その中でもそのことを明示をして、各局を指導していきたいと思っている。

(宗岡委員) 地方と東京都と両方についてお伺いしたい。今まさしくフィードバックの話が出たが、フィードバックと同時に今の政策評価を考えると、基本的には予算の立て方を事業別にしていくことが究極の姿として捉えられるのではないかと思う。この会計を持ち込むことにより、そういう方向にあるのかどうか、都として、あるいは総務省から見ると、どういう方向性を考えておられるのか。

(安藤主計部長) 私どもは、他の団体に比べても大変大きな予算になっており、予算のレベルは事業数で言うと200くらいである。ところが、実際上の予算の形式としては、款・項・目・節というのは、かなり目的別な仕分けになっており、これと事業別というのは現在も乖離しているので、本当はそれが合わさらないと、予算編成の中でこの事業別の財務諸表が生かされな

いのだが、これを作るには、例えば人件費等の一般管理費のようなもののアロケーションが非常に難しい。今までは管理費なら管理費でまとめて目を作っていた。

すると、実は予算編成上は昨今話題になっているが、人件費を10%削れとか、間接経費はマイナス10%シーリングであるというような場合は非常にやりやすいが、今回は事業を組み立て直して財政資源の再配分、最適配分ということになると、それは事業に着目した形にならない。そういうこともあり、実は大変悩ましい問題になっている。しかし、これをやらないと、せっかく苦労して作った財務諸表が活用できない。先ほどの国の中間報告でも同じようなお答えがあったし、青木課長からもお話があった。これは、本間先生がおっしゃった財務諸表活用の最大のポイントだと思うので、私どもは先鞭を切れれば良いと思うが、何らかの形ができ上がって普及させていくことが望ましいのではないかと考えている。

(青木財務調査課長) 地方団体の予算編成は、人件費を除く事業毎の事業費で予算査定を行うが、議会に提出する予算の一番根幹となる、予算に関する説明書は、款・項・目と書いてあるため、予算編成のプロセスに一定の政策評価も考えなければいけないとすれば、どううまく整理をしていくか。いずれにしても、我々はこの公会計の研究会で継続的に色々な議論をしていく中で、ご指摘の点も少し検討したいと思う。

それから、先程宗岡委員がご指摘された取得原価の話だが、総務省の本報告書で描かれたモデルでも、取得原価も活用せざるを得ないというイメージではある。ただ、基本的考え方として、取得原価で全部やるということではなく、そこは公正価値という考え方ではあるが、実務上、取得原価でしか把握することが難しい、あるいはそれ以上に詰めてやっても仕方がないようなものは相当あるだろうと。したがって、インフラ資産に関しては多くの場合は取得原価に基本的にならざるを得ないか、取得原価で計算したものを、減価償却等を考慮しながら現在価値に近づけて評価するということが多くなる。ただ、それがベストというわけではないので、考え方としてそこに立ってという整理はなっていないが、実務上どうしてもそうせざるを得ないところは、そういう対応でやっていくという整備手法になっている。

(宗岡委員) 私も、最終的には事業別という形で予算を編成し、その評価も行っていくという、一気通貫で行うことにより、非常に無駄を省き、なおかつ、効率化につながっていくのではないかと考えている。

その中で、費用のアロケーションについては、企業会計においても費用配分は非常に重要な問題で、むしろ管理会計において、ここ50年間ずっと研究されてきたというぐらい非常に難しい問題であるが、そういう企業会計でやってきた経験がそのままパブリックセクターでも同じように使えるのか、使えないのか、それが非常に重要なテーマではないかと考えている。そのあたりの研究が進むことを私自身も非常に期待している。

もうひとつ、やや違うレベルでの質問だが、国と地方自治体の会計基準がこのように整備さ

れていくと、例えば、オールジャパンというのか、各市町村で作ったものを県単位でどう集計するか、今度は県単位で集計されたものを地方自治体全体としてどう捉えるか、それを国と合体して、また、オールジャパンとしてのデータというものが整備されるのかどうか、そういうところはどこがどう主導権を取って、どうやっていくのか、そのあたりが何か決まっていることがあればお教えいただきたい。

（青木財務調査課長） 正式に決めているわけではないが、財政制度等審議会の分科会でもご指摘いただいたが、地方団体から見て、この公会計の意味があるためには、比較可能でなければいけない。全部否定するというのは、この時代ゆえ難しいかもしれないが、隣と比較してどうかというのは非常に重要な要素になるので、そういう点で一定のルールをできる限りご理解いただきたいと思う。基本的に、地方団体側も、比較することによって効果が出てくる、分析の意味が出てくる、という以上は、ある枠内の数は入ってこようかと思う。したがって、単純に足し算してオールジャパンが出るか、オール県が出るかということはあるが、多少のこの数字の入り繰りをすればできるという範囲内に収まるだろうと見ている。それができた場合には国との関係も、2つのモデルがあるわけだが、どちらで出てきた場合もそれを足して国と連携するにはどうするかということは、井上室長のところと相談すれば、大方整理ができるのではないかと考えている。そういう範囲内に持っていくようにしなければいけないと思っている。

先程2つのモデルを示しているが、どちらも色々と概念的に整合を図るところまでかなり議論を詰めており、仮にこの会計でこのモデルでこうなったとした時に、こっちが別のモデルだったとした時に足し合わせてどうするかということについては、一定程度の枠内であればそれはできるだろうということを前提として議論もいただいていた。

（本間会長） 今の宗岡委員の話だが、小泉内閣になってから、予算の効率性ということで、款・項・目の整備の仕方等、問題意識を持ってやってきた。これはこの専門調査会の一つのテーマだと思う。我々が、総務省と財務省に対して、こういうことを積極的に整備して、ある期間内に完了して、全体の公会計整備の加速化をして欲しいと、このような形で持っていくのが一番妥当なやり方だと思っている。

（高橋政策統括官） 安藤部長にご質問させていただきたい。今、官の事業を民に移すという意味で市場化テストが話題になっているが、事業別の分類をしていくと、市場化テストにおいてはコスト計算が非常に容易になってくる、というメリットは期待できるのか。

（安藤主計部長） それも私どもは考えており、例えば技術専門校というのがあり、そこでは職業訓練教育をしているが、そういうものは民間部門でも同じようなものがある。仮に同じ科目であるならば、コスト計算というのは可能だと思っており、東京都版の市場化テストのよう

なものも多分スタートすることになるかと思う。

先程、私は、予算編成上の事業数を200ちょっとと申し上げたが、手元の資料で、平成15年度で918とあるので、これを全部合わせるのは大変なことである。補足してご説明させていただく。

(本間会長) 町村で公会計整備が非常に遅れているような場合、役場の人にやらせるのがいいのか。公認会計士や監査法人に任せて、役場には基礎的なデータだけ整備しろというやり方がすごくスピードアップできるのではないか。皆が自前でやるというのは、少々非効率的かという感じがする。

(青木財務調査課長) 資料2の8ページ、“実施に当たって”というところの2つ目に、“ソフトの提供や”と書いてある。その前に、“その作成に必要なプログラムを含む情報の公開”などと書いてある。これは、どういうやり方をすれば一番良いかという問題はあるが、本間先生がおっしゃるように、小さな町村だと財政担当が1人しかいないことが結構あるので、一定のプログラムがあれば仕分けができるようなもので提供できないか、それを公正にやるにはどうしたらいいかということも、実は、跡田座長から宿題をいただいているのが今の状況。したがって、例えば、何かオープンソースのようなものでそういうものを提示できれば、そこに入力していくと自然と仕分けができて、最低限の我々が期待するものは一応できる、というようなものも含めて考えたいと思っている。ただ、この作業の意味合いを、やる人にわかっていただけるかどうか、後で分析等に少し影響することもあるので、研修プログラム等とあわせてどう考えるかについては、今後、この7月からの跡田座長の下の委員会において、具体的にそういうことも含めた提案をいただけるような作業を我々も少し考えていきたい。

(関会長代理) それでは、次に、資産売却について、小野財務省理財局国有財産調整課長からプレゼンテーションをいただきたい。

(小野国有財産調整課長) このたび伊藤先生に座長をお願いしている「国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議」において、東京23区内に所在する国家公務員宿舎の移転・再配置と跡地利用に関する報告書をまとめていただいたので、その概略について、3つの資料、報告書の本体の冊子、報告書のポイント、東京23区内の国家公務員宿舎移転・再配置計画の図表に沿って説明したい。

この有識者会議の経緯は、国家公務員宿舎については、昨年秋に経済財政諮問会議で土地の高度利用等の観点も含めて議論いただいたと承知しており、その際、小泉総理から指示をいただいた。そのため、財務省においては、伊藤先生に座長をお願いし、1月から国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議を開催して、民間の視点から東京23区内の国家公務員宿舎、これには、財務省が管理する合同宿舎と各省が個別に管理する省庁別宿舎とあるが、そう

いうもの全体を対象として、都心からの移転・再配置に関する計画案の策定、あるいは宿舎跡地の有効利用方策等について検討いただいていたところである。

その際には、都内の宿舎、現在2万2,000戸、団地数として300以上あるが、現地視察もしていただき、また全ての団地の図面を基に個々にご検討いただいた。それから、そもそも国家公務員宿舎については、必要性等について様々な議論があるので、その宿舎の必要性や位置づけの検討として、各省庁の担当者、人事行政を担当する人事院や総務省の担当者からのヒアリングも行われ、また、宿舎跡地の有効活用のための検討として、外部有識者として地方公共団体や都市再生機構からのヒアリングも行ったという経緯がある。

その上でまとめていただいた内容であるが、以下、報告書のポイントに沿ってご説明したい。

幅広く宿舎のあり方について議論いただいたわけだが、宿舎を類型区分して、それぞれの必要性を検討いただいた上で、厳しい財政事情等を踏まえて厳格にその必要性を吟味されている。現在東京23区内に約2万2,000戸の宿舎があるが、10年後には約1万8,000戸という見込みを前提とし、宿舎の移転・再配置計画を、本省庁を中心におおむね同心円的に宿舎を移転・再配置する計画である。ここに具体的な宿舎廃止基準を設定しているが、都心3区、これは地価の高い区だが、ここに存在する宿舎については原則廃止、あるいは法定容積率等に対する利用率が5割未満の宿舎、それから3,000平米未満の敷地に所在する宿舎、それから今後10年間に40年の耐用年数を迎える宿舎について原則廃止、という考え方で整理をいただいている。

その結果として、今後3年間で134カ所、それから10年間で233カ所の宿舎を廃止する。それで、上記の必要数との関係で、7,000戸を移転、建て替えるわけだが、ただ、その際には東京23区外に約3,000戸を移転するというので、結果としては、現在2万2,000戸存在する宿舎について、10年後の姿としては約1万5,000戸、大体3分の2程度を見込むという考えになっている。東京23区内の団地数は、現在の325カ所から107カ所に減少ということである。

具体的に、資料4の左の円グラフをみると、一般行政用の宿舎数が現在325あるが、基本的には先程の基準に基づいて、存置する宿舎と存置しない宿舎に振り分けていくという検討をいただいている。右の円グラフをみると、23区内で、そういう意味で集約化して存置する宿舎が35ある。円グラフで黒く塗ってある部分は、基準に基づいて原則廃止で整理をした際、危機管理用宿舎、あるいは防衛、警察、行刑施設等、その存置が必要だと個別に判断した宿舎という整理である。それらを存置するとして、廃止する宿舎は200強。また、必要性との観点で、移転・再配置が必要な部分ということで、23区内で新たに集約化する部分が13と、23区外で集約化する宿舎が10。その部分は集約、建て替えを行うが、全体として廃止する部分については跡地の有効利用を図っていく。その結果として残る宿舎については325から107になるという次第。

先述した戸数・団地数の推移について、3年後、10年後の姿は、都心3区においては、現在33の宿舎数が10年後には12、残るものは、危機管理職員用の宿舎、皇宮警察等、看護職員用といったようなもの。山手線内については、現在44の団地が19に、その他の地域においては、248が76に、ということで、省庁別の宿舎等を中心として、その集約化あるいは廃止を図っていく。

次に、売却等の考え方について。売却収入額の目安としては、最近の入札等による売却実績を勘案して、約4,860億円が見込まれているが、そのうち建替コストを除いたプロジェクトによる収支は約3,740億円。これについては、売却できるものは売却することが基本ということだが、ただ、国有財産は国民共通の貴重な資産ということであり、売却以外の有効活用も重要であるというご提言をいただいている。

宿舍の廃止等は、お示しいただいたお考えを踏まえて着実に実施していきたいと考えているが、具体的に売却方策等についても検討が必要であり、それについての基本的な考え方のポイントは以下のとおりである。宿舍の売却等については、透明性が高く、公正なプロセスが求められているため、計画の実施段階でも外部の第三者がモニタリングしていくことが適当である。そういった際には、条件を提示する売却方式、提案方式等を取り入れることも検討すべきである。それから、宿舍跡地の周辺を一体的に利用することにより付加価値を高めることも重要との話や、証券化手法等についても基本的な観点をお示しいただいている。また、宿舍跡地の有効活用については、まちづくりの観点も踏まえ、国や地方公共団体が緊密な連携を図って推進できる体制の整備が重要といったようなご指摘もいただいている。

外部の第三者がモニタリングしていくこととの兼ね合いについては、有識者会議を改組した後取り扱う課題として、計画に基づく売却等の実行に関しモニタリングしていくよう財務大臣から要請されている。その他にも、改組後の有識者会議で取り扱う課題を報告書において4点程、整理・頭出しをいただいている。

会議施設等となっている旧公邸に関する利用のあり方、それから東京23区以外の地域の宿舍のあり方、霞ヶ関中央官衙地区の庁舎のあり方、庁舎を含む国有財産の売却や有効活用等について、今後検討ということで提示いただいている。その上で、あとがきとして、政府が国有財産の一層の有効活用に取り組むことを期待、ということでご提言いただいている。

財務省としては、6月16日の経済財政諮問会議において、谷垣大臣よりその報告書の概要を配付したところであり、今後、これらの趣旨に沿って取り組みたいと考えているところ。

(関会長代理) 伊藤先生は座長を務められたので、色々とコメントやご意見をいただきたい。

(伊藤委員) 参考だが、実際私たちがチェックした団地の一覧表がある。相当細かくやっているが、全部これからモニタリングし、チェックをしながら進行管理を努めていきたいと思っている。結構な作業だったが、官民一致してこのプロジェクトを一応まとめた次第である。

それから、総理からのお話で、次に国有財産有効活用の有識者会議を作れというご指示があったが、これは、単なる売却ではなく有効活用ということ。また、国有財産であるので、色々な対象がある。ちょっと半分冗談だが、総理のところで行った事実を申し上げますと、府中刑務所を売り払って戸建て住宅地にするとかかなり儲かると。新しい刑務所は、川崎の先の売れない埋立地に、サンフランシスコのサンクエンチンのようなちょっと洒落た修道院風のデザインで、

夜間照明でもつければ観光資源にもなるというようなことを言ったところ、総理が、高層化も考えてみる、小菅が高層化している、と。あるいは、総理が、稚内から石垣までというキャッチフレーズを。そうすると、東京だけではなく全国の税務署、ハローワーク、社会保険庁は、全部事務所を持っており、これも国有財産であるので、そういうところを集約・統合化し、余ったところは地方自治体にかなりの安値で、例えば貸付、定期借地権のような形で有効活用することになれば、これは地方自治体にとって良いまちづくりのチャンスかと思っている。こんなことも国有財産の話題として出てくるかと思っており、早速7月ぐらいから動き出す体制を整えているので、逐一こちらの方へまたご報告させていただきたいと思う。

(関会長代理) それでは、ご質問、ご意見、どうぞ。

(江川委員) 跡地の有効利用ということで、色々な方が色々と考えていらっしゃると思うので、私自身は、一都民、一国民としての個人的な感想を申し上げたい。ここ数年間、都市再生ということで、色々なところでいわゆる“まち”というのができたが、それが皆、ただ高層のオフィスビルとマンションと小売、レストラン、ホテル、それから、一部エンターテインメントのようなものが集約している。結局同じようなものが都心にどんどんできていき、新しいものができるのとそちらに人気移るので、2、3年経つと少し人が減ってくる、逆に広告を打たないと人が集まってこない、というような“まち”が結果的にどんどんできて、目先が変わるだけで国民全体として豊かになるのかという気持ちをちょっと持っている。どのように使うか、というのはみんなで考えていくべきである。

卑近な例だが、私のオフィスで子供を産んだ人がいて、本人も働きたいと言っているのだが、港区の家の近くでも、丸の内でも、ゼロ歳児を受け入れてくれる育児施設がなく、結局働くことができずに困っている。例えば、そういう育児施設や、これから高齢者が増えてくるので、高齢者が住めるところを、郊外だけではなく、少し利便性の高いところに作っていくなど、今までと違う国有地ならではの用途も考えていったら良いと思う。

(跡田委員) まず、国有財産の利用について、先程伊藤先生がおっしゃったように、実は、地方には所々に国有財産があり、かえって開発を邪魔しているときがある。だから、是非とも、定借でも良いし、くれるのが一番相手は喜ぶと思うが、そうはいかないので、有効利用できるような方策を是非ご提言いただき、どんどん進めていただけたら。

それから、もう一つ例えば公務員宿舎の問題でも、今廃止するという部分がかかなり決まってきているということだが、残すものについても例えば新たな管理会社のようなものを作って、もう少し有効に使うと。例えば、多分4階建てぐらいの宿舎が東村山の方にたくさんあると思うが、今あるものをもう少し高くして民間に貸し、それで下の方が安くなるというような。民間はそれを聞くと怒るかもしれないが、ある意味ではPFI的な発想で民間に建ててもらい、



民間も自由に売却してよい部分も作りながら、下に公務員宿舎があるような形のものを作ると。要するに、外の人、国民から見ると、何か彼らがうまいことをやっているというように変に思われている部分があるのだと思うので、そういうのを払拭していくように、売却だけでとまらず、次の有効利用も考えていただいたらいいのではないか。

それと、もうひとつ、財政学者というか、税金の点から考えると、都心部にある宿舎は、ある程度FRINGE・ベネフィットとして大き過ぎたという認識があり、こういうことになったのか。23区内のものは廃止する、という意見があるようだが、その辺の検討のプロセスで、税の問題等も議論が出たのかどうか、聞かせていただけたら。

(小野国有財産調整課長) 有効利用の形態は様々な可能性があり、具体的にはこれから廃止のプロセスを経て、それとあわせて検討ということだが、合築、その他、様々なことを検討していかなければいけないというご提言をいただいているので、そこはモニタリングの段階で厳しく伊藤座長にご指導いただくことになるかと思う。

それから、FRINGE・ベネフィットのようなご指摘は、宿舎の問題ではよくされるので、人事行政との関連では非常に難しい部分があるが、そこも含めて様々な議論をいただいた。報告書の中では、「宿舎使用料に対する批判の問題は、宿舎の提供が国家公務員に対する事実上のFRINGE・ベネフィットとなっているのではないかという考えに起因するものと考えられる。この点については、本プロジェクトによる宿舎の移転、再配置により、地価が高い場所の宿舎数を減少、必要最小限を除き廃止させ、いわゆる機会費用を縮小させることに一定の対応を行った」という記述があるので、そういう考えはかなりある。ただ、宿舎使用料というのは、公務員の人事行政のある意味では風下にある部分であり、そこをどういうふうに考えるかという非常に難しい、広範な検討が必要な問題がある中、「他の代替手段がなければ必要な宿舎の確保は不可欠である」という整理の下、報告書をまとめていただいている。これは、私が説明するのは僭越であるが。

(伊藤委員) 補足すると、多分家賃は、山手線の中を松とすると、23区の山手線に近い方を竹、練馬区とか杉並は梅だと。3段階ぐらいに分けて考えようということを言っている。それから、先程、小野課長は抽象化して言ったが、例えば合築で1階にコンビニエンス・ストアとか洗濯屋等を入れて、一番地価の高いところはどんどん貸してもよいのではないかといった話もあるし、もっと言えば、今、宿舎と庁舎を分けて財務省は考えているが、庁舎の中に宿舎を作ってもいいのではないか。例えば、霞ヶ関の農林省建て替えのときに、上に危機管理用の宿舎を100戸つけて、洗濯物がひらひらしている。それだって悪くないじゃないかとか、かなりラディカルな意見を言うメンバーもいて、そんなことを少し検討した。

(跡田委員) 税の問題については、民間企業だと役員に宿舎を提供すると、これは課税対象

になる。だから、民間企業の役員を幹部職員と考えると、幹部職員の宿舍は本来出してはいけない、というのが民間のルールのはずだが、公務員の場合には出せるというのが、民間からするとおかしいのではないかという意識が湧いてくるわけである。したがって、そのあたりは、民間の場合には色々なやり方もあるとは思いますが、まだ若干の問題点は残っているのではないか。

（小野国有財産調整課長） 当然、宿舍についても、国家公務員だけ特別扱いではなくて、税法の面でみれば同じ扱いになっている。ただ、いずれにせよ、宿舍使用に関しては国民の関心事でもある中で、23区内は、今一律の宿舍使用料になっているということもあり、そこは人事行政との関係等はあるにせよ、少し検討すべきではないかということはこの報告書の中にもあるので、考えねばならないと思っている。

（本間会長） 跡田委員が言ったように、マーケットプライスと宿舍使用料が随分違う。税法上、FRINGE・ベネフィットということで機会費用としての所得をどのように計上するかということは、相当詰めて議論しているのか。

（小野国有財産調整課長） 宿舍使用料については、法律的には宿舍法の中で規定されており、その基本的な考え方は、営利を目的としないことと、公務の要請でそこに入れと指示するという形になっているため、結果として福利厚生的という指摘もあるが、借家権が保証されているものではなく、それを前提とした体系で使用料が決められている。

（本間会長） そのとおりだが、世の中ではそれが通用しないのではないかということが今議論されているわけで、その部分を聞いている。

（小野国有財産調整課長） 有識者会議における、人事院、総務省からのヒアリングの際にも、伊藤座長からも実はその辺どうか、ということについて厳しくご指摘いただいた。民間の社宅の状況等について、人事院が色々とデータを取っている。宿舍使用料を改定するような話になると、これについては人事院の勧告権限があるもとの、民間社宅との関係でどうなのかという議論をいただいた。その議論では、全国的にみれば宿舍使用料は民間社宅の使用料と比べて大体同じだという説明もあったが、ただ、東京あたりではどうかなど、もう少しきちんと見ていくべきではないかというような話もあった。報告書の中でも、「将来的には民間社宅の使用料の水準を的確に把握する努力を当局に要請する」という指摘もいただいております。様々な観点でより明確化していかないと、今のような国民の指摘について十分に回答していることにはならないと思うので、人事当局等ともよく相談していきながら、そういう説明責任をきちんとさらに果たしていかなければいけないという意識である。ただ、それには、どうしても統計的な手法や色々なことをきちんと整備していかなければならないので、よく関係当局とも相談し、伊

藤座長からも追って報告せよという話もいただいているので、また説明してまいりたいと思う。

(伊藤委員) 松竹梅の3段階くらいで、やはり松はどうせ局長とか偉いやつが住むので、相場を聞いてそれほどおかしくないレベルに上げるというのは当たり前じゃないかと思っている。ただ、そういう作業をしながら、NHKなどの社宅の値段を聞くと、とんでもない値段だ。特殊法人。そういうこともやはり暴露していかなければいけない。NHKとか郵政公社とか株式会社になる。JALだって今民間面しているが、国営のときべらぼうに安い値段であった。そういうのをやはり全部暴き出していくという作業をして、それをもとに国家公務員の家賃がどうだということを言わなければいけないと思っている。

(本間会長) 東京都はどうか。

(伊藤委員) 安い。

(安藤主計部長) 少なくとも幹部用の宿舎はない。災害対策用に副知事が官舎に押し込められているが幹部用は特にない。独身者用と一部妻帯者用があるが、見直しの方向でやっている。

(本間会長) 地方が所有している資産の売却について、総務省は、売却基準等の議論をしているのか。

(青木財務調査課長) 住宅関係について特化した何かということではないが、さすがに資産債務問題がクローズアップされているので、色々な通知の中に一般論を書かせていただいている。地方の現状でいうと、そういう宿舎があるのは県と大きな市だけ。ただ、相当苦しいところも多いので、ほとんど売ろうとしているところも出ているし、都道府県に関して言えば、危機管理宿舎部分を残して一定程度整理していこうというのが基本的な流れだろうと。しかし、冒頭で申し上げたが、竹中大臣が5月10日に経済財政諮問会議でも提出している今後の行革の指針の中に、資産債務の確保の中でもう少し具体性を持って、そのあたりも含めて一定程度の目安になるようなものをどこまで示せるかというのはあるが、現状は背に腹は替えられずにどんどん売り始めているのが実態である。ただ、それも負債を減らすのではなく、とりあえず当座しのぎになっているため、資産を売却するのであれば、考え方ももう少しきちんと我々の方で伝えなければいけないと思っている。

(本間会長) 保有資産を民間に貸しているようなケース、しかも法外に安く社会福祉法人等に貸して、そこにOBが天下りするような話などというのはいくらか私の近辺にある。例えば、府営住宅とか都営住宅とか町営住宅は土地を保有しながらレンタルしているが、そういう

資産はきちんと管理されているのか。かなり老朽化しているものもあり、この官から民への時代にいつまでもそういうことを続けるのかどうか。そのために、潜在的にコストが非常に膨れ上がっていくような部分をいかに地方行財政改革の中で効率化していくかというのは非常に重要な気がするが、そこをどのように考えているか。

（青木財務調査課長） 職員住宅系に関しては、一定程度整理の方向で団体も動いており、考え方の整理の問題だろうと思っている。ご指摘いただいた公営住宅に関しては、住宅政策全体的話であり、学者の先生方によってはバウチャーでいいのではないかとか、そもそも集めるのがいいのかどうかとか、色々な議論、かなり根本的な議論までなされ始めている。そう言いながらも、今までやってきた公営住宅にかかる制度の枠組みはなかなか動かしにくいところでもあり、今までずるずる来ているが、私の感じでは、地方団体側から何かというよりは、住宅政策全般の中で、広い意味での社会保障のあり方と一緒に、一定程度の大きな方向性がつけば、地方団体もじゃあここでストップしようとか、考え方の整理がしやすいのではないかと思う。制度が残っていると、補助金をもらえる範囲内ではやろう、といった動きのままだろうと思う。

（伊藤委員） 少しつけ加える。国はあまりないと思うが、地方自治体は千差万別で、港というのは非常に色々曖昧なことがある。だいたい港湾系の不良貸付で固定化しており、それを民間が行った場合に、固定化した不良貸付に関わる連中がそのままにしておけとか、そういうことで有効活用が非常にトラブルになることがあり、港湾系の会計については、地方においても検討は必要ではないかと。

（本間会長） 港湾系もあるし、病院関係でも不正な経理処理のようなこともある。だから、装置を作ってもそれにちゃんと適合するような形での適正な処理と、監査の問題にも関わるが、議会がこの問題にどういう具合に噛むかというガバナンスの観点からは、行政はもちろん説明責任があるが、チェックするという意味では議会がそれなりの立場に立つと思うがどうか。

（青木財務調査課長） 残念ながら、我々のところにも伊藤先生や本間先生ほどではないにせよ、一定程度そういう問題事例の情報は集まってきている。例えば、夕張市の問題などは大変大きな課題ではあるが、正直なところ、議会が十分そこまでチェックできていない実態があるのは事実。地方団体に私も随分長く勤務した経験もあるが、一番効くのは外部監査。何を監査するかも外部監査員に任されていると。この緊張感があれば、相当なところに目が行き届く。やはりみんな怖いし、何かあったら大問題になるというのがあるので、今のところ中核市以上しか外部監査人が義務づけられていないが、このあたりが実は効く。ただ、それだけでもちょっと寂しい感じがして、議会、それから住民の目線による規律も含めて頑張っているが、もう少しそういう次元でのガバナンスをどう考えるか、これから色々考えなくてはいけない課題は

あるかと思っている。具体的な名案はないというのが正直なところである。だから、外部監査は必ず効果がある。

(高橋政策統括官) 今あるものを売却するという議論が中心だったと思うが、ただ、これから歳出規模は絶対額で見るとまだ増えていくと思う。GDP規模で比較して一定にするということは言っているが、実額で見れば増えていると思うが、そうするとき、多分実額の歳出が増えていけば、実額の資産も増えていってしまうのではないか。

そういう意味で、歳出規模が大きくなっていても、これからは実物資産を増やさないようにする。「持たざる経営」と企業がよく言ったが、これから増えることを防止していくというのも一つの手として考えられないのかという気がする。支出をするとき、バランスシートを絶対に大きくしないようにするにはどうしたらいいかというような企業経営的な考え方もこれからは必要ではないか。今あるものを減らすことも大事だが、これから先はもう一切増やさないという発想も必要なのではないか。

(関会長代理) 率直な感想だが、ひとつは、これは国家公務員の、東京都にある宿舎だけなのだが、地方の問題は別にして、国が範をたれるということから始めてもいいと思う。国有財産でやはり全部総洗いしてみ、そしてこれが一番取っ掛かりとして良いし、大きいという、そういう整理のようなものがあるのではないか。私は、この間まで文化審議会の委員をしていたのだが、例えば全国で美術館は5,000もある。それは財政的には大変無駄だと思うし、逆に地方の人たちがそういう美術に容易にアクセスできるようにという趣旨でやっていると言うが、文化の質としてはどんどん劣化している。1作品か2作品いいものがあるといっても誰も行かない。地方の人々のためだと言ってどんどんお金を使い文化の質が劣化しているのではないか。

これは国有財産だけではないと思うが、やはりどこか集約するということがあれば、出てくる跡地は相当いろいろな活用ができるはずであり、相当財源も出てくるのではないか。集約のために建てなければいけないということもあるかもしれないが、要は、宿舎だけではなく、もう少し投網をかぶせて、いくつか問題提起することがあるのではないか。

それから、今、高橋統括官が言った観点は必要だと思うが、宿舎の問題をとっても、地方も含め、やはり本当に持たなくてはいけないのか。危機管理等のためにとって置いておかなければいけないものはあるが、本当に持たなくてはいけないのか。民間がやったことは、私がいる新日鉄は官庁のようなものだったわけで、東京のど真ん中に良い社宅はいっぱい持っていた。今や全くなくなったが、今、2万2,000が1万5,000になるという計画だが、貸して与えるということではいけないのか検討してもらう必要がある。

そのために給料が安ければ、給料を上げたっていい。私は局長や皆さんの給料は安過ぎると思っている。宿舎を全部与えなければいけないと考えるかどうか。民間のしくみだと、ある一定の年齢になったら自動的に強制的に出て行ってもらう。そういう考え方を入れないと数字も

大きくは出てこない。報告書はよくまとまっていると思うが、10年間で5,000億ではいかにも少ない。

(伊藤委員) 補足だが、家賃を上げるというのと、全部売り払ってしまえというのがあり、人事院の調査によると、民間の社宅措置率というのは2割だそうだ。役所の方は、今までの措置率が4割で、今、大体3割ぐらいまで落としてきている。

理由は、役所は転勤が多いというのだが、キャリアは転勤があるが、実はノンキャリアは割合長い。だから、そういうこともこれからチェックしながら、措置率3割のところをどう2割まで落とせるか、これは非常にプラグマティックな話だが、例えばメディアの新聞等に聞くと、彼らは役人の1.5倍ぐらいの給料を儲けている。役人の給料を上げたって40歳ぐらいの彼らの給料に合わない。聞けば、メディア系は、役人の給料の大体3割アップか4割アップぐらいあるという。だから、やはり家賃分だけでも国家公務員の給料措置とされれば、措置率は2割以下になるはず。ただ、その問題は人事院絡みであるから、これをどうするか。どうもまた一流の役人の縄張り意識でうまくいかない。モニタリングを私がするので、今会長代理が言ったようなことも十分頭に入れながら、どれぐらい可能か検討していく。ただ、そのときには是非、役人を代弁するわけではないが、家賃ぐらいの値上げ、給料アップを是非お考えいただくことは推してほしいということだ。

(宗岡委員) この問題を見ていると、色々な考え方が当然あり得るということがよくわかる。先ほど言われたように、全部売り払って、それで本当に必要な宿舎だけ借りて、必要ならばそこを負担して貸せば、これは明らかに本当に必要なものだけに絞られるだろうから、これは一つの考え方。逆に、もっと都心に集めて、公務員の方は週何十時間も働かれているわけで、それが郊外に社宅が移ることによって、むしろ働く時間が減ってしまうと、逆に日本の国のためにならないのではないかとというようなことも考えられる。

そういう中で、落としどころとしてはこういう形にならざるを得ないのだろうが、また別の見方をすると、今、公務員は非常に働かれている方が多くて、その人々の残業代をまともに払えば、この家賃は市場相場で払えるのではないか。そういう見方もできることもあって、様々な案の中で落としどころとしてこういうことに落ち着いたのかという感じがする。せっかく2万何千あるのを1万5,000、というのではなくて、もう少し大きいとマスコミ受けしたのではないかとというようなイメージはするが、ここが落としどころだという気もする。

(伊藤委員) 実は私、都市計画を専門としている。問題なのは、国有財産を、例えば民間の森ビルあたりに売ったとすると、100年たっても森ビルのものである。ただ、国有財産の土地というのは、50年先、例えば人口が1億になれば国有財産じゃないよと当然考えるはず。なおかつ、そのとき地方主権が強くなって道州制になれば、それを道州なんか引き渡すようなこと

もある。だから、国有地であるということは、実は50年、100年の次元で考えると、かなりそのときそのときの社会的状況に対応できる。しかし、民間にいくと対応できない。そういう点で、国有地をただただ売るというのは非常に問題である。公務員宿舎を必死になって売ってもたかだか4,000億円ぐらい、全国で多分7,000億円ぐらいの、たいしたことのない収益だ。それを今この時世に乗かってというのでたき売って民間に売れば、固定資産税は入るかもしれないが、それでいいのかというのが実は我々の立場である。だから、国有財産を売るときプライオリティーもまず地方自治体に相談する。その次に、特殊法人、都市再生機構に相談して、それからできるなら大学。それから、場合にはよって社会福祉法人。そういうプライオリティーをつけながら、なるべく後々の国民がその土地を有効に使い、コンバーティブルできるようなフレキシビリティを残しながらやっていくべきかと思っている。財務省はただ売りたいと初めに言っているが、そうではない、といった報告書をつくった次第。

（関会長代理） 了解した。皆さんご熱心なご議論をいただいたので、相当時間も超過しているが、また明日もあるので、今日はこれぐらいのところでお開きにしたい。

（本間会長） 簡単に今後の進め方を。

（井上参事官） 資料6に、今後の進め方のイメージを書いている。第1回目の議論を踏まえ、今日と明日で集中的なヒアリングを行っているところであるが、明日については、特別会計と証券化に関するヒアリングのため、同時刻に開催を予定している。さらに、各委員からのプレゼンテーションを、今のところ、7月25日を予定し、9月の報告書素案とりまとめに向けて作業を進めていきたいと考えている。報告書のイメージについては、個別の4分野毎に4つの視点から整理するというので、ここに掲げたような目標設定の妥当性の確認、改革の対象範囲・手段の妥当性の確認、改革の執行段階における実効性の確認、さらに歳出歳入改革のフロー面の改革との整合性の確認、このような観点から整理をしていければと考えている。委員の皆様には、各々分野別担当を割振りさせていただいている。

（関会長代理） それではこれにて散会したい。